



第四に、この法律を執行する手続については、適正民主化を図るために、重要事項については公開による聴聞の制度を設けたと共に、市町村及び都道府県に民主的な構成を有する建築審査会を設置して、建築主事の処分に対する異議の申立ての処理、その他この法律の施行に関する重要な事項について諮詢すべきものといたしました。尙住民の創意を尊重して、住宅地としての環境の維持又は商業の利便の増進を図る等、建築物の利用を増進し且つ土地の環境を改善するためには建築協定の制度を設け、自立的に建築に関する基準を設け得ることにいたしました。

第五に、建築物の質に関する実体的の規定につきましては、現行の市街地建築物法令の施行の経験に鑑み、全般的に改善を加えましたが特に最近の火災その他の災害頻発の状況に鑑みまして、防火及び防災に関する規定を極力整備いたしました。以上で建築基準法案の主要な要点につきまして御説明申上げました。本法案の実施が我が国建築文化の向上に寄与するところ大なるものがあることに鑑み、何とぞ十分に御審議の上速かに御可決下さいますよう御願いいたす次第であります。

○政府委員(伊東五郎君) 私から逐條に要点を補足いたしまして御説明申上げたいと思います。

その前にこの法案作成の経過を簡単に申上げて置きたいと思ひます。終戦後戦災都市の復興につきまして建築の基準を作成する必要があると考えまして、特別都市計画法の制定と併行いたしまして、市街地建築物法の改正を企図いたしまして、昭和二十一年九月に建設省の中に建築法規調査委員会とい

うものを設置いたしまして、関係各省、民間の建築に関する学識経験者を網羅いたしまして、この法案の検討をいたしましたし、翌二十二年の一月に建築法案といふものを作ったのであります。併し当時建築資材、セメント、鉄鋼、木材等の生産供給が十分でありませんでしたので、直ちにそれを提案するということは不適当と考えまして差控えたのであります。最近資材の状況なども可なり好転して参りましたので、昨年の七月に更に建築法案を検討をいたしまして、建築基準法案と名前を改めまして、建設省の住宅局の試案を作りましたし、この試案につきまして日本建築学会、日本建築協会、日本建築士会、全国建設業協会、日本建設工業協会など、建築に関する専門家によって構成されております民間の各種の団体にこの試案を説明し、又しばへ会合を開きまして十分検討いたしまして、その後も亦関係各省、都道府県その他のお意見を聴きまして、今年の一月に原案が省議で決定いたしまして、その後更に法的に法務部とか各省との折衝、それからG・H・Qの専門係員の御指導も頂きまして固めまして、三月一日に閣議の決定をいたしました。直ちに終連を通してG・H・Qへ提出いたしましたが、その後も更にいろいろな意見が出来まして、非常に遅れましたのであります。非常に技術的にいろいろのむずかしい点もござりますので、非常にこの作成に暇どりまして、提案が遅れましたことを御了承をお願いしたいと存じます。

第一章は総則であります。第二條はこの法の目的を規定いたしたものであります。第三條はこの法律は建築物の質の最低基準を定めたものであるということを明かにしております。工事中の建築物には原則としてこの法律を適用しないでございます。又この第四項は、第三章から第七章までの規定は都市計画に関する規定でありますので、都市計画区域内に限つて、適用されるのであります。

第四條と第五條は建築主事に関する規定であります。従来は建築物に関する許可、認可は都道府県知事が行なつておつたのであります。建築物の設計が法令に適合しているかどうかを確定すべき技術的な規定は、建築の専門家である建築の主事の責任において行わせるということにして、事務の簡易化を図りまして、從来市街地の建築は都道府県の事務とされておりまして、この都道府県においてはやはり建築行政の趨勢にも鑑みまして、原則的には市町村の事務といたしまして、即ち市町村の自分のところに適当な資格を有する建築主事を置いた場合は、みずから法の施行に当り、これを置かなかつた場合は都道府県が施行するといふ建前を探つたのであります。この建築主事は市町村長、又は都道府県知

事がそれべく、当該公共団体の吏員のうちから任命するものであります。その責任に鑑みまして、建設大臣が建築行政等に関して一定の知識、経験を有する者に対して資格検定を行い、これに合格した者でなければ建築の主事になれないということにいたしました。

第六條は建築をしようとする場合の手続であります。従来は建築をしようとすると者は都道府県知事に認可申請、又は届出を、要したのであります。が、この法律におきましては、前に申し上げましたように手続を簡易化いたしまして、建築主事から法令に適合しているという旨の確認を受ければよいことにいたたのであります。併しこの確認は一般建築物では申請の日から七日以内に、学校、病院、劇場のような特殊建築物や、鉄筋コンクリート造のような建物では二十一日、三週間以内に処理しなければならないといふことにいたしまして、事務の迅速化を図つております。それからこの右の確認には手数料を納めることにいたしておりますが、これは現在も市街地建築物法によつて取つておりますが、それとほぼ同額にいたしております。第七條は確認を受けて工事を完了した場合は確認を受け工事を完了した場合の届出、検査に関する規定であります。これは現在までの通りでございます。

第八條、これは建築物を建築後においても、常に適法な状態に維持するよう努めなければならないという、いわば精神的規定であります。

第九條は、違反建築物に対して、特定行政方が工事の停止、使用禁止、除却、改築等の、違反を是正するための措置を命ずる規定であります。特定行政政府といふのは建築主事を置く市町村

では市町村長、その他の市町村では都道府県の知事、これを指します。これは定義に規定しております。これらの措置は原則として予め当事者に通知し、公開による聴聞を行なつた後、慎重に考慮の上命ずるのであります。

第十條は、従来からある建築物で、違反建築物ではないが、第一章の規定に適合せず、非常に危険なものについて前條と同じ措置を命ずる規定であります。

第十一條は、同じく従来からあつた建築物が、第三章から第七章までの規定、即ち都市計画的の規定でありますが、それに適合しないものについて同じく措置を命ずる規定であります。この場合は主として当該市町村の都市計画上の必要によるものでありますか、これによつて生ずる損害は市町村が補償することといたしております。以上の三ヶ條の措置は従来も同様のことを行なつておりましたが、第九條及び第十條の場合には、今回公開聴聞の途を開いた次第であります。

第十二條及び第十三條は、この法律の施行のために、建築工事等に関して必要な報告を求め、必要に応じて臨検検査、林料の試験などを行う規定であります。第十四條は、この法律の施行に関して、建設大臣や、都道府県知事がそれべく下級行政庁に助言や援助を与えることを規定したものであります。

第十五條は建築統計の作成に関する規定であります。現在関係方面の要求によりまして、臨時建築制限規則によつて実施しておるものと同じであります。

及び都道府県知事のそれへ、下級行政  
局に対する監督に関する規定であります  
。即ち建築主事、市町村長都道府県  
知事が、この法律の規定に違反する處  
分をしたり、又はなすべき処分をなさ  
なかつたり、怠つたりした場合には、  
上級行政庁である建設大臣 又は都道  
府県知事は、必要な命令をし裁判所の  
裁判に基きまして、代つてみずからこ  
の行為を行ふことを規定するものであ  
ります。

第二章は、個々の建築物の敷地、構造、設備に関する規定であります。また、低湿地等における地盤の改良、崖崩れ等に対する措置など、敵地の衛生及び保安に関する規定であります。従来省令で規定しておりますものと同様であります。

第一四一條は市街地における学校、劇場、マーケット等の外廻り及び内部を防火構造とするという規定でありまして、これも大体現在行つておる通りであります。

第二十五条は、一つの敷地内の建築物の延面積の合計が、千平方メートル、三百坪を超える大規模の木造の建築物にも、同様防火構造とする規定であります。

第一六六條は、同じく延面積が千平方メートル、三百坪を超える建造物は防火壁を以て区分する旨の規定であります。

及び都道府県知事のそれ／＼下級行政  
庁に対する監督に関する規定であります。  
即ち、建築主事、市町村長都道府県  
知事が、この法律の規定に違反する處  
分をしたり、又はなすべき処分をなさ  
なかつたり、怠つたりした場合には、  
上級行政庁である建設大臣、又は都道  
府県知事は、必要な命令をし裁判所の  
裁判に基きまして、代つてみずからこ  
の行為を行うことを規定するものであ  
ります。

第十八條は、國又は地方公共団体の  
建築物の手続に関する特例を設けたも  
のであります。國、公共団体の建築物  
については、従来法の適用が明確でなか  
つたのであります。この法案におき  
ましては原則として実体規定はすべて  
民間の建築物と全く同様に適用するも  
のであります。併し確認、申請、届出  
等の手続につきましては、一般と同様  
に扱うことは適当でありませんので、  
建築主事に通知することによつて申請  
し、又違反建築物等に対する処分をなさ  
ぬ旨に代えることになります。

第一二二條は、市街地における建築  
物の屋根を瓦とか鉄板などの不燃材料  
で葺く規定であります。従来これも  
省命で規定いたしております。

第二十三條は、市街地における建築  
物の外壁で隣地に接近した部分は、少  
くとも土塗壁程度の軽い防火力を持つ  
る規定であります。

まして、従来は建築面積六百平方メートル、百八十坪でありましたものを延面積に改めたわけであります。

第二十七條は、特殊建築物で特に規模の大きなものは耐用構造物にする規定でございます。これは臨時防火建築規則といふ省令で規定しております。よりは多少嚴重になつております。最近これら特殊建築物の災害が特に顕著でありますので、これを強化いたしました次第であります。

第二十八條は、居室の採光及び換気上必要な窓その他の開口部に関する規定であります。概ね現行省令の通りであります。が、住宅、学校、病院等では一般建築並では不十分でありますので、多少これを嚴重にいたしました。

第二十九條は、住宅には衛生上原則としてどれか一つの居室の窓に日あたりがあるようにしなければならないことを規定したものであります。この規定は保健衛生上の見地から、今回新たに加えたものでございます。

第三十條は、これも衛生上の見地か

び防火に関する規定に従うべきことを規定したものでありまして、漏電による火災を防止するために新たにこの規定を設けた次第であります。

第三十三條は、高層建築物に関する避雷設備に関するものでありますて、これも現行省令と同様であります。これららの技術的基準は第三十六條によつて政令で規定するのであります。

第三十四條は同じくエレベーターの防火及び保安に関する規定であります。

第三十五條は、学校、病院、劇場、百貨店等の特殊建築物や規模の大きい建築物のような多人数が使用し、又は宿泊するものについて、消化及び避難上に必要な設備をすることを定めたものでありますて、その細目は政令で具体的に規定するつもりであります。これららも現在は大体省令に規定されています。

第三十六條は、この第二章の各條の規定についての具体的な細目はすべて技術的な細いものでありますので、これを政令に委任した規定でございま

す。

第三十七條は、建築物の構造上重要な部分に使用する鋼材、セメント等の建築材料の品質は日本工業規格に適合することを要件としたものでありますて、これも現在行つております。

第三十八條は、この法律で予想しない新規の建築材料や構造方法についての規定であります。将来科学技術の進歩に伴いまして、新しい物の進出が予想されますが、これらの中にはこの法律に合わないものもあるかと考えられます。が、これらは建設省の研究機関において研究の上同等以上と認めら

れるものは、これらの規定に合わないものと/orいものとして、新しい発明、考案を助長するようにいたした次第であります。

第三十九條は新たに附け加えたものでありまして、災害危険区域に関する規定であります。山陸地方のようにたびたび津浪に襲われる地方、及び年中出水のある区域等で人命に危険の著しい区域におきましては、都道府県又は市町村の条例を以て住居用の建築物の禁止、又は建築物の構造等に制限をなし得るということを規定したものであります。

大隅 憲二君  
北條 秀一君  
島山 鶴吉君

衆議院議員  
政府委員  
建設政務次官 鈴木 仙八君

建設事務官 伊東 五郎君  
(住宅局長)  
建設事務官 八嶋 三郎君  
(都市局長)

四月二十五日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、建設省直轄工事従業員に作業用被服類無償貸与の請願(第二〇八二号)

一、宮崎地方法務局延岡支局廈新築に関する陳情(第一〇八八号)

一、大谷川砂防工事施行に関する請願(第一二二三号)

一、海岸堤防修理工事の国家管理に関する陳情(第一〇八八号)

一、測量法中一部改正に関する陳情(第四三〇号)

一、建築基準法および建築士法制定に関する陳情(第四三一號)

一、住宅金融公庫法案中一部修正に関する陳情(第四四三号)

一、建設省直轄工事従業員に作業用被服類無償貸与の請願

請願者 東京都港区芝西久保町  
一ノ二五全建設省労働組合中央執行委員長  
原田靖臣

紹介議員  
兼岩傳一君  
建設省の直轄工事に従事している公務員は、作業用被服類の貸与および支給がないので作業能率や、生活面に影響

し非常に困窮しているから、すみやかに作業用被服類を無償貸与されたいとの請願。

第二〇八八号 昭和二十五年四月十  
四日受理

宮崎地方法務局延岡支局廈新築に関する請願

請願者 宮崎県延岡市長 仲田  
又次郎

紹介議員 水久保甚作君

宮崎地方法務局延岡支局は、戦災により廈を焼失し現在宮崎地方裁判所延岡支部の一室で事務を行つてゐるが、延岡支局が狭く倉庫がなく民事行政事務運営上支障があるから、すみやかに廈舎を建設せられたいとの請願。

第二一二三二号 昭和二十五年四月十八  
日受理

大谷川砂防工事施行に関する請願

請願者 栃木県上都賀郡日光町  
赤木正雄君

紹介議員 赤木正雄君

大谷川は、わが國屈指の国際的観光地

に於ける急流であるが、水量豊富のため毎年雨期にははん濫の虞があり、附近一帯の住民は極めて不安な状態にある。一万はん濫すると同町を中心とする観光地は一朝にして悲惨な要救済地と化すばかりでなく、同地の各種工場は全滅し、わが國金属工業の重要な部門に重大な影響を与えるから民生安定および国立公園の美観存置のため、かつ、またわが國産業發展のため、大谷川砂防工事をすみやかに実施せられたとの請願。

第二〇八二号 昭和二十五年四月十  
四日受理

建設省直轄工事従業員に作業用被服類無償貸与の請願

請願者 東京都港区芝西久保町  
一ノ二五全建設省労働組合中央執行委員長  
原田靖臣

紹介議員  
兼岩傳一君  
建設省の直轄工事に従事している公務員は、作業用被服類の貸与および支給がないので作業能率や、生活面に影響

海岸堤防改修工事の国家管理に関する陳情

陳情者 東京都港区芝西久保町  
三五全国町村会館内全国  
町村議会議長会内 齋藤  
邦雄

海岸堤防の完全なる維持管理は、農耕地等の確保等農業政策の遂行上からはも論、国土保全の見地からも不可欠の要件である。従来この重大なる管理政策が、等閑視されたため、各地に相当な被害を与えたことは遺憾である。政府は漸く事の重大性に鑑み、昭和二十一年度予算に一億五千万円を計上し、緊急改良工事に着手するとのことであるが、このよろ少額による微温的対策では全国海岸堤防の完全なる維持確保は不可能であるから、国土保全の万全を期するため、この種事業を全面的国家管理とせられたいとの陳情。

第四三〇号 昭和二十五年四月十七  
日受理

大谷川砂防工事施行に関する請願

請願者 栃木県上都賀郡日光町  
伊藤敏次郎

紹介議員 伊藤敏次郎

大谷川は、わが國屈指の国際的観光地

に於ける急流であるが、水量豊富のため毎年雨期にははん濫の虞があり、附近一帯の住民は極めて不安な状態にある。一万はん濫すると同町を中心とする観光地は一朝にして悲惨な要救済地と化すばかりでなく、同地の各種工場は全滅し、わが國金属工業の重要な部門に重大な影響を与えるから民生安定および国立公園の美観存置のため、かつ、またわが國産業發展のため、大谷川砂防工事をすみやかに実施せられたとの請願。

第四三〇号 昭和二十五年四月十七  
日受理

測量法中一部改正に関する陳情

陳情者 東京都港区海岸通り一  
二五 全日本建設技術協会  
会員 内谷口三郎

測量法中一部改正に関する陳情

陳情者 東京都中央区日本橋富沢  
町五幡醸肥料経営者親交  
会厚生専門委員会 三浦  
武雄

測量法中一部改正に関する陳情

陳情者 東京都港区海岸通り一  
二五 全日本建設技術協会  
会員 内谷口三郎外十四名

現行の測量法によれば、東京都の施行する測量事業に從事する者は、測量士または測量士補でなければならないことを定めたので現在東京都の測量事業に從事している者は、大部分受験しならざり、當面の支障が極めて大きくなることであるが、かくては産業の復興安定に寄与している勤労大衆の住宅不足は容易に解決されないから、法律のため融資を受けることは不可能であるから、(一)現に從事している測量技術者は知事の推薦により無試験で登録すること、(二)地方公共団体の職員に対する登録料を免除すること等、測量法の一部を改正せられたいとの陳情。

第四一八号 昭和二十五年四月十四  
日受理

建設省直轄工事従業員に作業用被服類無償貸与の請願

請願者 東京都港区芝西久保町  
一ノ二五全建設省労働組合中央執行委員長  
原田靖臣

紹介議員  
兼岩傳一君  
建設省の直轄工事に従事している公務員は、作業用被服類の貸与および支給がないので作業能率や、生活面に影響

第四三一号 昭和二十五年四月十七  
日受理

建築基準法および建築士法制定に関する陳情

陳情者 東京都港区海岸通り一  
二五全日本建設技術協会  
会員 内谷口三郎

海岸堤防の完全なる維持管理は、農耕地等の確保等農業政策の遂行上からはも論、国土保全の見地からも不可欠の要件である。従来この重大なる管理政策が、等閑視されたため、各地に相当な被害を与えたことは遺憾である。政

府は漸く事の重大性に鑑み、昭和二十一年度予算に一億五千万円を計上し、緊急改良工事に着手するとのことであるが、このよろ少額による微温的対策では全国海岸堤防の完全なる維持確保は不可能であるから、国土保全の万全を期するため、この種事業を全面的国家管理とせられたいとの陳情。

第四四三号 昭和二十五年四月十八  
日受理

住宅金融公庫法案中一部修正に関する陳情

陳情者 東京都中央区日本橋富沢  
町五幡醸肥料経営者親交  
会厚生専門委員会 三浦  
武雄

現行の測量法によれば、東京都の施行する測量事業に從事する者は、測量士または測量士補でなければならないことを定めたので現在東京都の測量事業に從事している者は、大部分受験しならざり、當面の支障が極めて大きくなることであるが、かくては産業の復興安定に寄与している勤労大衆の住宅不足は容易に解決されないから、法律のため融資を受けることは不可能であるから、(一)現に從事している測量技術者は知事の推薦により無試験で登録すること、(二)地方公共団体の職員に対する登録料を免除すること等、測量法の一部を改正せられたいとの陳情。

第四一八号 昭和二十五年四月十四  
日受理

建設省直轄工事従業員に作業用被服類無償貸与の請願

請願者 東京都港区芝西久保町  
一ノ二五全建設省労働組合中央執行委員長  
原田靖臣

紹介議員  
兼岩傳一君  
建設省の直轄工事に従事している公務員は、作業用被服類の貸与および支給がないので作業能率や、生活面に影響

四月二十七日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、建築基準法

建築基準法







第十條の規定は、適用しない。その場合においては、第二項から第九項までの規定に定めるところによる。

2 第六條第一項の建築主が国、都道府県又は建築主事を置く市町村である場合においては、当該国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者は、当該工事に着手する前に、その計画を建築主事に通知しなければならない。

3 建築主事は、前項の通知を受けた場合においては、第六條第二項に定める期間内に、当該通知に係る建築物の計画が、当該建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律並びにこれに基く命令及び条例の規定に適合するかどうかを審査し、その結果を前項の機関の長又はその委任を受けた者に通知しなければならない。

4 第二項の通知に係る建築物の工事は、前項の規定によつて当該建築物の計画が法律、命令及び条例の規定に適合する旨の通知を受けた後でなければならず。

5 第二項の機関の長又はその委任を受けた者は、当該工事を完了した場合においては、その旨を、工事が完了した日から四日以内に到達するよう、建築主事に通知しなければならない。

6 建築主事が前項の規定による通知を受けた場合においては、建築主事又はその委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の吏員は、その通知を受けた日から七日以内

に、その通知に係る完了した工事がこの法律並びにこれに基く命令及び条例の規定に適合しているかどうかを検査しなければならない。

7 建築主事又はその委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の吏員は、前項の規定による検査をした場合において、当該建築物がこの法律並びにこれに基く命令及び条例の規定に適合していることを認めたときは、第二項の機関の長又はその委任を受けた者に対して検査済証を交付しなければならない。

8 第六條第一項第一号から第三号までの建築物の建築については、前項の検査済証の交付を受けた後でなければ当該建築物を使用し、又は使用させてはならない。但し、第五項の規定による通知をした日から七日を経過した場合又は建築主事が仮使用の承認をした場合においては、検査済証の交付を受け前においても、仮に当該建築物を使用し、又は使用させることができることとする。

9 特定行政庁は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物が第九條第一項又は第十條第一項の規定に該当すると認める場合においては、直ちに、その旨を当該建築物を管理する機関の長に通知し、これらの規定に掲げる必要な措置をとるべきことを要請しなければならない。

第二章 建築物の敷地、構造及び建築設備

(敷地の衛生及び安全部)

第十條 建築物の敷地は、これに

接する道の境より高くなければならない。

2 高さ十三メートル又は軒の高さ一メートルをこえる建築物は、主に支障がない場合又は建築物の用途により防護の必要がない場合においては、この限りでない。

2 濡潤な土地、出水のおそれの多い土地又はごみその他これに類する物で埋め立てられた土地に建築物を建築する場合においては、盛土、地盤の改良その他衛生上又は安全上必要な措置を講じなければならない。

3 建築物の敷地には、雨水及び汚水を排出し、又は処理するための適当な下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設をしなければならない。

4 がけ崩れ、地すべり等のおそれのある土地に建築物の敷地を造成する場合においては、擁壁の設置その他安全上適当な措置を講じなければならない。

(構造耐力)

第二十條 建築物は、自重、積載荷重、積雪、風压、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造でなければならない。

2 第六條第一項第二号又は第三号に掲げる建築物に関する設計図書の作成にあたつては、構造計算によつて、その構造が安全であることを確かめなければならない。

(木造の特殊建築物の外壁等)

第二十二條 第二十二条の市街地の区域内にある木造の建築物は、その外壁のうち、延焼のおそれのある部分を土塗壁とし、又は延焼防止についてこれと同等以上の効力を有する構造としなければならない。

千平方メートルをこえる建築物は、主要構造部(床、屋根及び階段を除く)木造としてはならない。  
2 高さ十三メートル又は軒の高さ一メートルをこえる建築物は、主に構造部(床、屋根及び階段を除く)を石造、れん瓦造、コンクリートブロック造、無筋コンクリート造その他これらに類する構造としてはならない。但し、特別の補強をし、且つ、構造計算によつて、その構造が安全であることを確かめた場合においては、この限りでない。

(屋根)

第二十二條 特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について関係市町村の同意を得て指定する区域内においては、建築物の屋根は、不燃材料で造り、又ふかなければならぬ。但し、茶室、あづまやその他これらに類する建物では、その壁及び天井(天井のない場合には屋根)の室内に面する部分を防火構造とし、又は不燃材料(木モセメント板その他これらに類するもの)でおおい、若しくは防火塗料で塗装しなければならない。

3 建築物で、左の各号の一に該当するものは、その壁及び天井(天井のない場合には屋根)の室内に面する部分を防火構造とし、又は不燃材料(木モセメント板その他これらに類するもの)でおおい、若しくは防火塗料で塗装しなければならない。

4 一 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の用途に供するもので、その客席の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの

2 前項の区域内にある木造の特殊建築物で、左の各号の一に該当する場合は、その壁及び天井(天井のない場合には屋根)の室内に面する部分を防火構造とし、又は不燃材料(木モセメント板その他これらに類するもの)でおおい、若しくは防火塗料で塗装しなければならない。

2 共同住宅、寄宿舎又は病院の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの

3 自動車車庫の用途に供するもの

(大規模の木造建築物の外壁等)

第二十五條 延べ面積(同一敷地内に二以上の棟をなす木造の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)が千平方メートルを超える木造の建築物は、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部

分を防火構造とし、その屋根を不燃材料で造り、又はふかなければならぬ。

(防火壁)

第二十六條 延べ面積が千平方メートルをこえる建築物は、防火上有効な構造の防火壁によつて有効に区画し、且つ、各区分の延べ面積を千平方メートル以内としなければならない。但し、建築物の主要構造部が耐火構造であり、又は不燃材料で造られている場合においては、この限りでない。

(特殊建築物の耐火構造)

第二十七條 左の各号の一に該当する特殊建築物は、主要構造部を耐火構造としなければならない。但し、延べ面積が五十平方メートル以内の平家建の附屬建築物で外壁及び軒裏を防火構造としたもの、第六号の建築物の屋根で不燃材料で造られたもの又は舞台の床は、この限りでない。

一 舞台、映画館、演芸場、観覧

場、公会堂又は集会場の用途に供するもので、その客席の床面積の合計が二百平方メートル(屋外観覧席にあつては、千平方メートル)をこえるもの

二 建築物の二階を病院、共同住宅、寄宿舎、下宿又は倉庫の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が四百平方メートルをこえるもの

三 建築物の三階以上の階を学校、病院、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの

四 建築物の三階以上の階を百貨店、市場、展覧会場、舞踏場、遊技場又は倉庫の用途に供する部分

もので、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルをこえるもの

五 自動車車庫の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルをこえるもの

六 別表第一(は)項二号に掲げる危险物の貯蔵場又は処理場の用途に供するもの(貯蔵又は処理に係る危険物の数量が政令で定める限度をこえないものを除く)。

(居室の採光及び換気)

第二十八條 居室の窓のその他の開口部で採光に有効な部分の面積は、その居室の床面積に對して、

住宅にあつては七分の一以上、学

校、病院、診療所、寄宿舎又は下

宿にあつては五分の一から十分の

一までの間において政令で定める割合以上、その他の建築物にあつては十分の一以上でなければならぬ。但し、映画館、地下工作場内に設ける事務所、店舗その他のこれらに類するものの居室について

は、この限りでない。

2 居室の窓その他の開口部で換気

に有効な部分の面積は、その居室の床面積に対して、二十分の一以上でなければならない。但し、適

度な換気装置があつて衛生上支障がない場合は、この限りでない。

3 ふすま、障子その他隨時開放す

ることができるもので仕切られた

部を除く場合は、この限りでない。

4 ふすま、障子その他隨時開放す

ることができるもので仕切られた

部を除く場合は、この限りでない。

5 ふすま、障子その他隨時開放す

ることができるもので仕切られた

部を除く場合は、この限りでない。

6 ふすま、障子その他隨時開放す

ることができるもので仕切られた

部を除く場合は、この限りでない。

7 ふすま、障子その他隨時開放す

ることができるもので仕切られた

部を除く場合は、この限りでない。

8 ふすま、障子その他隨時開放す

ることができるもので仕切られた

部を除く場合は、この限りでない。

9 ふすま、障子その他隨時開放す

ることができるもので仕切られた

部を除く場合は、この限りでない。

二室は、前二項の規定の適用については、一室とみなす。

(住宅の居室の日照)  
第三十九條 住宅は、敷地の周囲の状況によつてやむを得ない場合を除く外、その一以上の居室の開口部が日照を受けることができるものでなければならない。

(地階における住宅の居室の禁止)

第三十条 住宅の居室は、地階に設けてはならない。但し、居室の前面に空堀がある場合その他衛生上支障がない場合においては、その限りでない。

(便所)

第三十一條 汚物処理の設備を有する下水道を利用することができる区域内においては、便所は、くみ取便所としてはならない。

2 便所から排出する汚物を前項の下水道以外に放流しようとする場合においては、衛生上支障がない構造の汚物処理、そらを設けなければならない。

3 第一項の下水道及び区域は、特定期政局が指定する。

(電気設備)

第三十二條 建築物の電気設備は、法律又はこれに基く命令の規定で電気工作物に係る建築物の安全及び防火に関するものの定める工法によつて設けなければならない。

(避雷設備)

第三十三條 高さ二十メートルをこえる建築物には、有效地に避雷設備を設けなければならない。

(昇降機)

第三十四條 建築物に設ける昇降機

は、安全な構造で、且つ、その昇

降路の周壁及び開口部は、防火上支障がない構造でなければならない。(特殊の材料又は構法)

第三十五条 学校、病院、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、百貨店、ホテル、旅館、下宿、共同住宅若しくは寄宿舎の用途に供する特殊建築物又は延べ面積(同一敷地内に二以上の棟をなす建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)が千平方メートルをこえるもの

(特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準)

第三十六条 建築物の安全上必要な構造方法及び構造計算の方法、居室の採光面積、天井及び床の高さ、床の防濕方法、階段及び便所の構造、防火壁、防火区画、消火設備及び避雷設備の設置及び構造、給排水その他の配管設備の工夫並びに煙突及び昇降機の構造に関し、この章の規定を実施し、又は補足するため安全上、防火上及び衛生上必要な技術的基準は、政令で定める。

(地方公共団体の条例による制限の附加)

第三十七条 建築物の基礎及び主要構造部に使用する鋼材、セメントその他の建築材料の品質は、建設

大臣の指定する日本工業規格に適合するものでなければならない。

(特殊の材料又は構法)

第三十九條 この章の規定又はこれに基く命令若しくは条例の規定は、その予想しない特殊の建築材料又は構造方法を用いる建築物について、建設大臣がその建築材料又は構造方法がこれらの規定によるものと同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。

(災害危険区域)

第三十九條 地方公共団体は、条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。

2 災害危険区域内における住居の他建築物の建築に関する制限を用に供する建築物の建築の禁止

の他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の

條例で定める。

(地方公共団体の条例による制限)

第四十條 地方公共団体は、その地

方の気候若しくは風土の特殊性又

は特殊建築物の用途若しくは規模

に因り、この章の規定又はこれに基く命令の規定によつては建築物の安全、防火又は衛生の目的を充

分に達し難いと認める場合においては、条例で、建築物の敷地、構

造又は建築設備に関する安全上、

防火又は衛生上必要な制限を附

加することができる。

(市町村の條件による制限の緩和)

第四十一條 第六條第一項第四号の

区域外においては、市町村は、土

地の状況に因り必要と認める場合

においては、建設大臣の承認を得、

条例で、区域を限り、第十九條、

第二十一條第一項、第二十八條か

ら第三十條まで及び第三十六條の

規定の全部若しくは一部を適用せ

ず、又はこれらの規定による制限

を緩和することができる。但し、

第六條第一項第一号及び第三号の

建築物については、この限りでな

い。

### 第三章 道路及び壁面線

#### (道路の定義)

第四十二條 この章及び第五章の規

定において「道路」とは、左の各

号の一に該当する幅員四メートル

以上のものをいう。

一 道路法(大正八年法律第五十

八号)第一條にいう道路

二 都市計画法によつて築造した

道路

三 この章及び第五章の規定が適

用されるに至つた際現に存在す

る道

四 道路法又は都市計画法による

新設又は変更の事業計画のある

道路で、二年以内にその事業が

執行される予定のものとして特

定行政庁が指定したもの

五 土地を建築物の敷地として利

用するため、道路法又は都市計

画法によらないで築造する道

で、これを築造しようとする者

が特定行政庁からその位置の指

定を受けたもの

<sup>2</sup> この章及び第五章の規定が適用されるに至つた際現に建築物が立ち並んでいる幅員四メートル未満一メートル以上の道で、特定行政庁の指定したものは、前項の

規定にかかるわらず、同項の道路と

みなし、その中心線からの水平距

離二メートルの線をその道路の境

(敷地と道路との関係)

第四十三條 建築物の敷地は、道路

に二メートル以上接しなければな

らない。但し、建築物の周囲に広

い空地があり、その他これと同様

の状況にある場合で安全上支障が

ないときは、この限りでない。

2 地方公共団体は、第三十五條に

規定する建築物又は自動車車庫の

敷地が接しなければならない道路

の幅員、その敷地が道路に接する

部分の長さその他その敷地と道路

との関係についてこれらの建築物

の用途又は規模の特殊性に因り、

前項の規定によつては避難又は通

行の安全の目的を充分に達し難い

と認める場合においては、条例で、

必要な制限を附加することができ

る。

(道路及び計画道路内の建築制限)

第四十四條 建築物又は敷地を造成

するための擁壁は、道路上に、又

は道路に突き出して建築し、又は

建築してはならない。但し、地盤

下面下に建築するもの又は公衆便

所、巡回派出所、公用歩廊その他これらに類する公益上必要な建

築物で、通行上支障がないものに

ついては、この限りでない。

2 都市計画として決定して内閣の

認可を受けた計画道路(第四十二

條第一項第四号に該当するものを

除く)内においては、左の各号に

該当する建築物で容易に移転し、

又は除却することができるもので

なければ、建築してはならない。

(壁面線による建築制限)

第四十七條 建築物の壁又はこれに

抵触することとなる場合において

は、特定行政庁は、その私道の変

更又は廃止を禁止し、又は制限す

ることができる。

(私道の変更又は廃止の制限)

第四十五條 私道の変更又は廃止に

よつて、その道路に接する敷地が

同條第一項の規定又は同條

第二項の規定に基く条例の規定に

抵触することとなる場合において

は、特定行政庁は、その私道の変

更又は廃止を禁止し、又は制限す

ることができる。

(用途地域)  
第四十八條 建設大臣は、都市計画

区域において、都市計画法の定め

する手続によつて、都市計画の施設

として住居地域、商業地域、準工

業地域又は工業地域(以下「用途地

域」と総称する)を指定すること

ができる。

(専用地区)  
第四十九條 建設大臣は、前項の規定による

指定をする場合においては、関係

市町村の申出に基いてしなければ

ならない。

3 厚生大臣は、必要があると認め

る場合においては、用途地域の指

定について、建設大臣に対して意

見を述べることができ。

4 前項の地区内においては、別表

3 準工業地域内においては、別表

4 と認めて許可した場合において

は、この限りでない。

3 第一(は)項に掲げる建築物は、建

築してはならない。但し、特定行

政庁が安全上若しくは防火上の危

険の度若しくは衛生上の有害の度

が低いと認め、又は公益上やむを

得ないと認めて許可した場合にお

いては、この限りでない。

4 工業地域内においては、学校、

病院、劇場、映画館、演芸場、料

理店又は旅館の用途に供する建築

物は建築してはならない。但し、

特定行政庁が工業の利便上又は公

益上必要と認めて許可した場合にお

いては、この限りでない。

5 第五十條 建設大臣は、住居の環境

を保護するため必要と認める場合

においては、都市計画法の定める

手続によつて、都市計画の施設と

して、住居地域内に、住居専用地

区を指定することができる。

6 第五十一條 建設大臣は、別表

2 前項の地区内においては、別表

3 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

7 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

8 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

9 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

10 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

11 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

12 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

13 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

14 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

15 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

16 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

17 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

18 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

19 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

20 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

21 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

22 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

23 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

24 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

25 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

26 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

27 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

28 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

29 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

30 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

31 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

32 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

33 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

34 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

35 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

36 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

37 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

38 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

39 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

40 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

41 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

42 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

43 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

44 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

45 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

46 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

47 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

48 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

49 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

50 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

51 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

52 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

53 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

54 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

55 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

56 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

57 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

58 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

59 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

60 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

61 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

62 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

63 第二(い)項に掲げる建築物以外の

建築物は、建築してはならない。

64 第二(い)項に掲げる建築物以外の



## (防火地域内の建築物)

第六十一条 防火地域内においては、延べ面積が百平方メートルをこえる建築物の主要構造部及びその他の建築物の外壁は、耐火構造としなければならない。但し、左の各号の一に該当するものは、この限りでない。

一 延べ面積が五十平方メートル以内の平家建の附属建築物で、外壁及び軒裏が防火構造のもの

二 卸売市場の上家その他これに類する建築物で、主要構造部が不燃材料で造られたもの

三 高さ二メートルをこえる門又はおおわれたものは、不燃材料で造り、又は

四 高さ二メートル以下の中又は（準防火地域内の建築物）

第六十二条 準防火地域内にある建築物で、階数が三以上であり、又は延べ面積が五百平方メートルをこえるものは、主要構造部を耐火構造としなければならない。但し、前條第二号に該当するものは、この限りでない。

（準防火地域内の建築物）  
第六十三条 防火地域又は準防火地城内においては、建築物の屋根で、外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。但し、前條第四号に該当するものは、この限りでない。

（屋根）

第六十三条 防火地域又は準防火地城内においては、建築物の屋根で、外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。但し、前條第四号に該当するものは、この限りでない。

## (開口部の防火戸)

第六十四条 防火地域内にある建築物は、その外壁の開口部で延焼の構造の防火戸その他の防火設備を設けなければならない。

（隣地境界線に接する外壁）  
第六十五条 防火地域内にある建築物で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。

## (看板等の防火措置)

第六十六条 防火地域内にある看板、広告塔、装飾塔その他これらに設けるもの又は高さ三メートルをこえるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又はおおわなければならぬ。

（建築物が防火地域又は準防火地城の内外にわたる場合の措置）  
第六十七条 建築物が防火地域又は準防火地域とこれらの地域として指定されていない区域にわたる場合においては、その全部についてそれぞれ防火地域又は準防火地域内の建築物に関する規定を適用する。但し、その建築物が防火地域外において防火壁で区画されている場合においては、その限りでない。

（建築物が防火地域又は準防火地城の内外にわたる場合の措置）  
第六十八条 建築大臣は、市街地の美観を維持するため必要があると認める場合においては、都市計画法の定める手続によつて、都市計画の施設として、都市計画区域内に美観地区を指定することができること。

は、その防火壁外の部分については、準防火地域内の建築物に関する規定を適用する。

## (第七章 美観地区)

第六十九条 建築大臣は、市街地の美観を維持するため必要があると認める場合においては、都市計画の施設として、都市計画区域内に美観地区を指定することができること。

ることができる。

## (建築協定の認可の申請)

第七十条 前條の規定による建築物に関する協定（以下「建築協定」という。）をしようとする者は、その全員の合意によつて、協定の目的となつてゐる土地の区域（以下「建築協定区域」という。）、建築物に関する基準、協定の有効期間及び協定違反があつた場合の措置を定めた建築協定書を作成し、その代表者によつて、これを特定行政庁に提出し、その認可を受けなければならない。

2 前項の規定によつて建築協定書を提出する場合において、当該建築協定区域が建築主事をして置く市町村の区域外にあるときは、その所在地の市町村（特別区を含む）以下この章において同様とする。の長を経由しなければならない。

## (申請に係る建築協定の公告)

第七十一条 市町村の長は、前條の規定による建築協定書の提出があった場合においては、遅滞なく、その旨を公表し、二十日以上の相

## (建築協定の認可)

2 特定行政庁は、前項の認可をした場合においては、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

## (建築協定区域の認可)

2 特定行政庁は、前項の認可をした場合においては、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

都道府県知事に送付しなければならない。

## (建築協定の認可)

第七十三条 特定行政庁は、当該建築協定がその目的となつてゐる土地又は建築物の利用を不当に制限するものでなく、且つ、第六十九条の目的に合致するものであると認めるときは、当該建築協定を認可しなければならない。

2 特定行政庁は、前項の認可をした場合においては、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

## (建築協定区域の認可)

2 特定行政庁は、前項の認可をした場合においては、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

## (建築協定の変更)

2 特定行政庁は、前項の認可をした場合においては、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

## (建築協定の認可)

2 特定行政庁は、前項の認可をした場合においては、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

## (建築協定区域の認可)

2 特定行政庁は、前項の認可をした場合においては、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

## (建築協定の変更)

2 特定行政庁は、前項の認可をした場合においては、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

2 特定行政庁は、前項の認可をした場合においては、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。







規定によつて指定された防火地域  
又は準防火地域とみなす。

(二) 法律施行前に指定された建築線

5

市街地建築物法第七條但書の規

6

定によつて指定された建築物で、  
その間の距離が四メートル以上の  
ものは、その建築線の位置にこの  
法律第四十二條第一項第五号の規  
定による道路の位置の指定があつ  
たものとみなす。

(三) 法律施行前の違反行為及び  
訴願に対する取扱

7

この法律施行前にした附則第二  
項第一号から第八号までに掲げる  
法令又はこれらに基いてした处分

この法律施行前にした附則第二  
項第一号から第八号までに掲げる  
法令又はこれらに基いてした处分

この法律施行前にした附則第二  
項第一号から第八号までに掲げる  
法令又はこれらに基いてした处分

8

この法律の施行前にした臨時建  
築制限規則又はこれに基いて発せ  
られた命令に違反する行為に対する  
臨時物資需給調整法(昭和二十  
一年法律第三十二号)の罰則の規

定の適用については、なお、従前  
の例による。

(都市計画法の一部の改正)

9 都市計画法の一部を次のように  
改正する。

第十條中「市街地建築物法」を

及び第二十條の規定の適用につい  
ては、なお、従前の例による。

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

283

284

285

286

287

288

289

290

291

292

293

294

295

296

297

298

299

300

301

302

303

304

305

306

307

308

309

310

311

312

313

314

315

316

317

318

319

320

321

322

323

324

325

326

327

328

329

330

331

332

333

334

335

336

337

338

339

(ろ)

商業地域内に建  
築してはならな  
い建築物

- (十) ぼろ、くず綿、くず紙、くず糸、くず毛その他これらに類するものの、消毒、選別、洗じよう又は漂白
- (十一) 製綿、古綿の再製、起毛、反毛又はフェルトの製造で原動機を使用するもの
- (十二) 骨、角、きば、ひすめ若しくは貝がらの引割若しくは乾燥研磨又は三合以上の研磨機による金属の乾燥研磨まで原動機を使用するもの
- (十三) 鉱物、岩石、土砂、硫黄、金属、ガラス、れん瓦、陶器、骨又は貝がらの粉碎で原動機を使用するもの
- (十四) 墨、懷爐灰又はれん炭の製造
- (十五) 活字又は金属工芸品の鑄造(印刷所における活字の鑄造を除く。)
- (十六) 瓦、れん瓦、土器、陶器、人造石、るっぽ又ははうろろ、鉄器の製造
- (十七) ガラスの製造又は砂吹
- (十八) 動力つちを使用する金属の鍛造
- 一 左の各号に掲げる事業を営む工場
- (一) 火薬類取締法(昭和二十五年法律第一号)の火薬類の製造
- (二) 塩素酸塩類、過塩素酸塩類硝酸塩類黃りん、赤りん、硫化りん、金属カリウム、金属ナトリウム、マグネシウム、過酸化水素水、過酸化カリ、過酸化ソーダ、過酸化バリウム、二硫化炭素、メタノール、アルコール、エーテル、アセトン、さく酸エステル類、二トロセルローズ、ベンゾール、トルオール、キシロール、ピクリン酸、ピクリン酸塩類、テレビン油又は石油類の製造
- (三) マッチの製造
- (四) セルロイドの製造
- (五) ニトロセルローズ製品の製造
- (六) ピスコース製品の製造
- (七) 合成染料若しくはその中間物、顔料又は塗料の製造(うるし又は水性塗料の製造を除く。)
- (八) 溶剤を用いるゴム製品又は芳香油の製造
- (九) 乾燥油又は溶剤を用いる擦革紙布又は防水紙布の製造
- (十) 溶剤を用いる塗料の加熱乾燥又は焼付
- (十一) 石炭ガス類又はコークスの製造
- (十二) 圧縮ガス又は液化ガスの製造(製氷又は冷凍を目的とするものを除く。)
- (十三) 塩素、臭素、ヨード、硫黄、塩化硫黄、ぶつ化水素酸、

(は)

- 準工業地域内に建築してはならない建築物
- (十四) たん白質の加水分解による製品の製造
- (十五) 油脂の採取、硬化又は加熱加工
- (十六) 石けん、ファクチス又は合成樹脂の製造
- (十七) 肥料の製造
- (十八) 製紙
- (十九) 製革、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製
- (二十) アスファルトの精製
- (二十一) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸りう産物又はその残渣を原料とする製造
- (二十二) セメント、石こう、消石灰、生石灰又はカルバイトの製造
- (二十三) 金属の溶解又は精れん(活字又は金属工芸品の製造を目的とするものを除く。)
- (二十四) 電気用カーボンの製造
- (二十五) 金属厚板又は形鋼の工作で、びよう打又は孔埋作業を伴うもの
- (二十六) 鉄釘類又は鋼球の製造
- (二十七) 伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延
- 二、一号(一)号、(二)号、(三)号、(四)号及び(十一)号の物品、可燃性ガス又はカーバイドの貯蔵又は処理に供するもの

別表第二 専用地区内の建築物の制限

(い)

八	七	六	五	四	三	二	一
前各号の建築物に附属するもの	診療所	公衆浴場	養育院、託児所その他これらに類するもの	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	図書館その他これらに類するもの	学校	住宅又は住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの
ができる建築物	ことができる建築物内に建築すること	ことができる建築物内に建築すること	ことができる建築物内に建築すること	ことができる建築物内に建築すること	ことができる建築物内に建築すること	ことができる建築物内に建築すること	ことができる建築物内に建築すること
前各号の建築物に附属するもの	診療所	公衆浴場	養育院、託児所その他これらに類するもの	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	図書館その他これらに類するもの	学校	住宅又は住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの

(ろ)		工業専用地区内に建築してはならない建築物	
二	一	二	住宅 共同住宅、寄宿舎、下宿又は旅館
三	四	三	物品販売業を営む店舗
五	六	四	料亭、飲食店
七	待合	五	キバレー、その他これらに類するもの
学校、図書館その他これらに類するもの	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	六	待合

別表第三 空地地区の種別及び空地地区内の建築物の制限

(じ)	(ろ)	(は)	(に)
空地地区の種別	対する割合	建築面積の敷地面積に 対する割合	外壁又はこれに代る柱の面 から敷地境界線までの距離
第一種空地地区	十分の二以下	建築面積の敷地面積に 対する割合	一・五メートル以上
第二種空地地区	十分の三以下		一・五メートル以上
第三種空地地区	十分の四以下		一メートル以上
第四種空地地区	十分の五以下		
第五種空地地区	十分の六以下		
第六種空地地区		十分の二以下	一・五メートル以上
第七種空地地区		十分の三以下	一・五メートル以上
第八種空地地区		十分の四以下	
第九種空地地区		十分の五以下	